

熱海市在宅育児応援金 Q & A

<質問>

対象となる子どもの年齢を教えてください。

<回答>

対象となる子どもの年齢は、対象となる月の初日において、出生の日から起算して57日を経過した日から3歳に達する日以後の最初の3月31日までです。

<質問>

在宅育児応援金は、いつ支給されますか。

<回答>

初回は、令和7年4月分から令和7年8月分を10月31日（金）に振込みます。

※申請の状況によっては、初回分と2回目分をまとめて令和8年2月に振込むこともあります。

2回目以降は次のとおり支給月の末日に振込みます。（ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、前営業日に振込みます。）

支給月	支給対象月
2月	9月分～12月分
6月	1月分～4月分
10月	5月分～8月分

<質問>

保育所等に入所していない児童の範囲を教えてください。

<回答>

熱海市で教育・保育給付認定を受け、かつ、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所を利用していない児童、児童発達支援センターを利用していない児童のことをいいます。

<質問>

令和7年8月1日に子どもが生まれました。保育所等に入所しないで家庭で育てる予定です。いつから申請できますか。また、何月分から在宅育児応援金が支給されますか。

<回答>

出生日から起算して57日を経過した日が令和7年9月27日となります。月の初日に要件を満たすのは、令和7年10月となりますので、令和7年10月1日から令和7年10月31日までの間に申請してください。令和7年10月分から支給対象となります。

<質問>

申請期限はありますか。

<回答>

令和7年4月分から令和7年8月分の対象となる方は、令和7年9月30日（火）が申請期限となります
令和7年9月分以降に対象となる方は、対象となる月の初日から末日までの間に申請してください。申請があった日の属する月の分から支給します。

<質問>

申請をすることを忘れて、申請期限を過ぎてしまいました。過去に遡って在宅育児応援金を支給することはできますか。

<回答>

過去に遡って支給することはできません。申請した月の分から支給します。

<質問>

10月に保育所等を退所し、11月から自宅で保育する予定です。いつから在宅育児応援金が支給されますか。

<回答>

在宅育児応援金の要件を満たすのは、11月からになりますので、11月1日から11月30日までに申請をしてください。11月分から在宅育児応援金が支給されます。

<質問>

在宅育児応援金を申請しましたが、12月に市外へ転出する予定です。手続きは必要ですか。また、いつまで在宅育児応援金が支給されますか。

<回答>

転出する際に受給事由消滅届出書（様式第3号）を提出してください。転出日の前月である11月分まで支給します。また、在宅育児応援金の支給口座を変更する場合は、申請事項変更届出書（様式第2号）を提出してください。

<質問>

離婚により在宅育児応援金の受給者を父から母に変更したいです。どのような手続きが必要ですか。

<回答>

受給者である父の受給事由消滅届出書（様式第3号）と新たに母が受給者となる申請書（様式第1号）の提出が必要です。

<質問>

養育状況に変更はありませんが、市内で転居しました。手続きは必要ですか。

<回答>

申請事項変更届（様式第2号）を提出してください。